

東京保健医療専門職大学・臨床福祉専門学校同窓会

(敬心塩浜会) 会則

(名称及び本部)

第 1 条 本会は、東京保健医療専門職大学・臨床福祉専門学校同窓会と称する。

通称は、「敬心塩浜会」とする。

2 本会の本部は、東京都江東区塩浜の東京保健医療専門職大学内に置く。

(目 的)

第 2 条 本会は、会員相互の交流と親睦を図り、併せて、東京保健医療専門職大学
(以下「母校」とする)の発展に協力することを目的とする。

(事 業)

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するために、以下の事業を行う。

- (1) 会員の相互扶助、親睦に関する事業
- (2) 会員情報の管理及び会誌の発行に関する事業
- (3) 母校の教育活動への協力に関する事業
- (4) 母校の学生に対する支援に関する事業
- (5) その他、本会の目的を達成するために必要と認められる事業

(会 員)

第 4 条 本会は、以下の会員を持って組織する。

- (1) 正会員 東京保健医療専門職大学の卒業生及び臨床福祉専門学校の卒業生
- (2) 特別会員 東京保健医療専門職大学の教職員及び臨床福祉専門学校の教職員
だった者

(役 員)

第 5 条 本会に以下の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 1 名
- (3) 常任幹事 交流・研究部門、広報部門、総務部門に各 1 名
- (4) 幹 事 各クラスから 1 名
- (5) 監 査 1 名
- (6) 顧 問 東京保健医療専門職大学 学長

2 役員は、すべて無報酬とする。

(役員の選出)

- 第 6 条 会長及び副会長は正会員より選出し、総会がこれを承認する。
- 2 幹事は、母校卒業前に各クラスより 1 名を選出し、総会がこれを承認する。
 - 3 前項以外で幹事になる意志のある卒業生は役員会へ申請し、役員会にて可否を審議し、総会がこれを承認する。
 - 4 監査は、会長がこれを委嘱する。
 - 5 顧問は、会長が特別会員より推薦し、役員会の承認を経てこれ委嘱する。

(役員の任期)

- 第 7 条 役員の任期は、就任後 2 年の最終決算に関する定期総会の終了時までとし、再任を妨げない。
- 2 任期途中であっても役員継続が困難な場合、総会の承認を得れば退任することができる。
 - 3 補充または増員により選任された役員の任期は、前任者または現認者の残存期間とする。
 - 4 役員は、辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。
 - 5 顧問である東京保健医療専門職大学学長が退任する場合、任期途中であっても顧問を退任し、新たに就任した学長を顧問とする。

(役員の職務)

- 第 8 条 会長は、本会を代表し、本会を総括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。
 - 3 幹事は、役員会を運営し、役員会の業務を分担する。
 - 4 監査は、本会の会計を監査し、総会に報告する。
 - 5 顧問は、会長の相談に応じる他、同窓会に対し助言等を行う。

(機 関)

- 第 9 条 本会は、総会、役員会、事務局を置く。

(総 会)

- 第 10 条 総会は、本会の最高決定機関として位置付ける。
- 2 総会は、定期総会及び臨時総会として開催し、会長がこれを招集する。
 - 3 総会の議長は、会長がこれにあたる。
 - 4 総会の議決は、出席した正会員の過半数の同意で決し、可否同数の時は議長が決する。

5 総会は、以下の事項を審議する。

- (1) 予算、決算の承認
- (2) 本会が行う事業の承認
- (3) 本会役員の選出
- (4) その他、役員会において重要と定められた事項の承認

(役員会)

第11条 役員会は、第5条に定める役員及び第12条に定める事務局員並びに同窓会長が認めた者によって構成され、総会に次ぐ決定権を有する。

- 2 役員会は、年1回以上開催する。
- 3 役員会は、構成員の過半数の出席をもって成立する。なお、役員会を欠席する場合は委任状を提出することで、出席および議決権の行使に代えることができる。
- 4 役員会は、オンライン会議でも開催することができる。
オンライン会議に参加する全ての役員は、当該会議に出席したこととする。
- 5 役員会の議事は、過半数の同意をもってこれを決する。
- 6 役員会は、本会の運営上必要とする以下の事項を審議する。
 - (1) 予算案、決算案の審議
 - (2) 事業案の審議
 - (3) 会則改正の発議
 - (4) その他の審議事項

(事務局)

第12条 本会の事務を処理するため、本会に事務局を置く。

- 2 事務局は、以下の業務を所掌する。
 - (1) 金銭出納及び財務管理並びに物品管理等に関する事務
 - (2) 役員会及び総会の会場確保並びに会議運営に関する事務
 - (3) その他、本会運営に関する事務
- 3 事務局の業務は、母校事務局に委託する。

(会 費)

第13条 会員は、卒業年次に永久会員の会費として10,000円を一括納入する。

(資産及び経費)

第14条 本会は、以下の資産をもって構成する。本会の経費は、資産をこれに充てる。

- (1) 会費
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 寄付金、その他の収入

- 2 役員及び正会員の事業活動に要する経費は、1日につき一律3,000円を支給する。
- 3 役員及び正会員の事業活動に要する交通費は、実費を支給する。
- 4 本会は、臨床福祉専門学校同窓会の資産を譲受する。

(会計年度)

第15条 本会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(改 廃)

第16条 本会則は総会の審議を経て、改廃することができる。

附則 1 本会則は、令和5年4月1日より施行する。

本会則は、令和6年11月3日に改正し、施行する。

本会則は、令和7年11月2日に改正し、施行する。